

**「洪水氾濫被害の減災対策に関する調査－住民の円滑
かつ迅速な避難のための取組を中心として－」の実施**

中国四国管区行政評価局（局長：平野 真哉）は、地域に密着した行政上の課題を取り上げ、行政運営の改善を図るため、管区行政評価局独自に調査を企画して実施しています。

近年、全国各地で大規模な豪雨災害が頻発、激甚化していることから、国土交通省では、「施設では防ぎきれない大洪水は発生するもの」へと意識を根本的に転換し、社会全体としてこれに備えるため、「水防災意識社会再構築ビジョン」（平成27年12月）に基づき、国管理河川を中心にハード・ソフト対策が一体となった取組を進めてきました。

このような中、平成28年8月に北海道・東北地方を襲った一連の台風による豪雨では、中小河川の氾濫により、逃げ遅れによる多数の死者が発生したことから、同省は、「水防災意識社会の再構築」に向けた取組を中小河川も含めた全国の河川でさらに加速させるため、大規模氾濫減災協議会制度の創設などをはじめとする水防法（昭和24年法律第93号）の改正（平成29年6月）を行うとともに、『水防災意識社会』の再構築に向けた緊急行動計画（平成29年6月）に基づき国、都道府県及び市町村等による被害防止、軽減に向けた対策を進めています。

しかし、その後発生した西日本豪雨（平成30年7月豪雨）では、西日本を中心に広域的かつ同時多発的に河川が氾濫し、中国地方においても、小田川（岡山県倉敷市）の氾濫では51名が犠牲になるなど、大規模な人的、社会的被害が発生しています。

このような状況を踏まえ、今般、頻発する大規模豪雨による河川の洪水氾濫被害の減災対策を一層推進する観点から、被害防止・軽減に向けた関係機関等の連携状況、住民等の円滑・迅速な避難対策の取組状況を調査することとしましたので、公表します。

（調査事項）

- 1 洪水氾濫被害の発生状況
- 2 被害防止・軽減に向けた関係機関等の連携状況
- 3 住民等の円滑・迅速な避難対策の取組状況

（調査対象機関）

中国地方整備局、県、市町村、関係団体 等

（調査時期）

令和2年9月～3年3月（予定）

【担当部局（照会先）】

中国四国管区行政評価局

評価監視部 第2評価監視官 柳 拓己

電 話：082-228-6214

F A X：082-228-4471

(参考)

○ 中国地方における大規模氾濫減災協議会の設置状況（令和2年8月末現在）

(単位：協議会)

県名	河川管理者別設置数		
	国土交通大臣	県知事	合計
鳥取県	3	3	6
島根県	4	8	12
岡山県	3	3	6
広島県	4	4	8
山口県	1	18	19
合計	15	36	51

(注)1 国土交通省の資料等に基づき当局が作成した。

2 国管理河川に設置された県別の大規模氾濫減災協議会数は、同協議会の事務局の所在地を管轄する県で計上した。

大規模氾濫減災協議会は、国土交通大臣及び都道府県知事が、多様な関係者が連携して大規模氾濫に対する減災対策をハード・ソフト両面から総合的・一体的に推進するため、自ら指定した洪水予報河川・水位周知河川について組織（国協議会は必置、都道府県協議会は任意設置）

なお、大規模氾濫減災協議会は、一群の河川を合わせた単位で設置されているため、協議会数は、洪水予報河川数、水位周知河川数とは一致しない。

○ 中国地方における洪水予報河川、水位周知河川の指定状況（令和2年1月1日現在）

(国土交通大臣指定)

(県知事指定)

(単位：本)

指定の種類	指定数
洪水予報河川	29
水位周知河川	10

(単位：本)

県名	指定の種類	指定数
鳥取県	洪水予報河川	1
	水位周知河川	19
島根県	洪水予報河川	3
	水位周知河川	18
岡山県	洪水予報河川	2
	水位周知河川	24
広島県	洪水予報河川	2
	水位周知河川	61
山口県	洪水予報河川	6
	水位周知河川	61
合計	洪水予報河川	14
	水位周知河川	183

(注) 国土交通省の資料に基づき当局が作成した。

・ 洪水予報河川は、流域面積が大きい河川で、洪水により国民経済上重大又は相当な損害を生じるおそれがある河川。洪水のおそれがあるときは、水位又は流量等を示して、河川の状況を水防管理者等に通知。必要に応じて一般に周知。水防法に基づき、国土交通大臣又は都道府県知事が指定

・ 水位周知河川は、洪水予報河川以外で洪水により国民経済上重大又は相当な損害を生じるおそれがある河川。特別警戒水位を定め、河川の水位がこれに達したときは、その旨を水防管理者等に通知。必要に応じて一般に周知。水防法に基づき国土交通大臣又は都道府県知事が指定